

御嵩町地域公共交通計画策定に係る調査等の手続きについて

参考5 (R6.5.21可決)

背景経緯

御嵩町では、現在「御嵩町地域公共交通網形成計画(令和2～7年度)」で掲げた交通の将来像の達成に向け、町内の公共交通の利便性・生産性向上等の各種取組を進めている。

他方、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年11月施行)」において「**地域公共交通計画**」の策定が規定された。

上記を踏まえ、御嵩町地域公共交通会議では、**現行の網形成計画を継承した「御嵩町地域公共交通計画(令和8年度～)」を策定するために、令和6年度より計画策定に必要な調査に着手することとしている。**

国からの支援

地域公共交通計画策定に係る調査費用を対象として国の補助金支援制度が設けられていることから、令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業)へ御嵩町地域公共交通会議として申請し(令和6年4月1日付)、**補助金交付決定を受けている**(令和6年4月25日付中運交企第25号の10)。

なお、当該補助金交付に際して、**国より以下の内容が注意事項として通知**された。

- ・補助対象事業者の名義で契約を行ったものが補助対象となる。協議会名で交付決定を受けているものについては、**自治体名での契約は原則、補助対象外**になる。(契約書・請求書等の名義を確認する。)
- ・補助金の振込先口座は、協議会の口座である必要がある。**(市町村の口座では補助金を受けることができない。)**

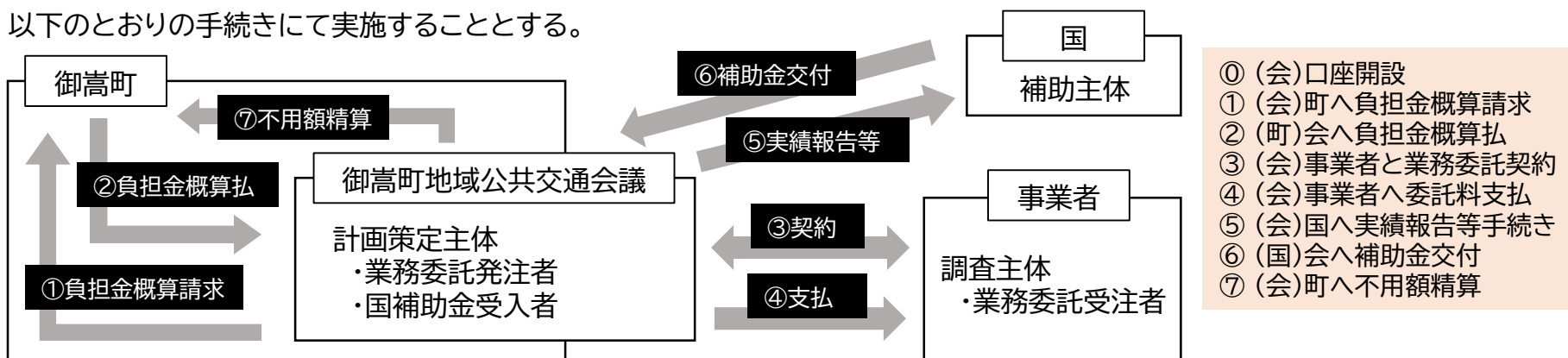
対応

上記を踏まえ、以下の対応が必要であると整理する。

- ①御嵩町公共交通会議会長名義の口座新規開設 ※補助金歳入及び調査事業費支出を行うためのもの(従前は町一般会計にて処理)
- ②御嵩町への**負担金請求**に係る処理 ※会議の名義で調査事業を行うための費用を請求等するもの
- ③**調査事業の発注**に係る処理 ※コンサル業者と調査に係る業務委託契約を締結するもの
- ④**補助金受入**に係る処理 ※国からの補助金を受け入れるもの

手続き

以下のとおりの手続きにて実施することとする。



その他

- ・新規に開設した口座の出入金については、年度の処理が完了した後に会議へ報告するものとする。
- ・契約等に係る事務処理については、御嵩町の規定に準拠する。